

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝来市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

兵庫県朝来市長

公表日

令和4年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	当該事務は、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する事務を行う。 生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保護の決定及び実施に関する事務 ②保護の開始、変更の申請の受理、審査、応答に関する事務 ③職権による保護の開始、変更に関する事務 ④保護の停止、廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金支給の申請の受理、審査、応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)

2. 特定個人情報ファイル名

生活保護被保護者ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の15の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会ができる根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二に関する命令」という。)第19条 【情報提供ができる根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の 9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,120の項 別表第二に関する命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、 第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第 39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	健康福祉部 社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 企画総務部 総務課 TEL 079-672-6115
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 健康福祉部 社会福祉課 TEL 079-672-6123

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書] 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉部 次長兼社会福祉課長 吉田 伸吾	健康福祉部 社会福祉課長	事後	見直し
平成30年7月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数可	平成27年10月31日	平成30年4月1日	事後	見直し
平成30年7月2日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数可	平成27年10月31日	平成30年4月1日	事後	見直し
令和1年6月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 総務部 総務課 TEL 079-672-6115	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 市長公室 総務課 TEL 079-672-6115	事後	見直し
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	見直し
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	見直し
令和2年10月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	見直し
令和2年10月22日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会ができる根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令 第7号。以下「別表第二に関する命令」という。) 第19条 【情報提供ができる根拠】 番号法第19条第7号 番号法別表第二の9の項 別表第二に関する 命令第8条第1号及び第2号 番号法別表第二の10の項 別表第二に関する 命令第9条第1号、第2号及び第3号 番号法別表第二の14の項 別表第二に関する 命令第11条 番号法別表第二の16の項 別表第二に関する 命令第12条第1号、第2号、第3号及び第4号 番号法別表第二の24の項 別表第二に関する 命令第17条 番号法別表第二の26の項 別表第二に関する 命令第19条 番号法別表第二の27の項 別表第二に関する 命令第20条第4号、第5号、第6号、第7号、第 9号及び第10号 番号法別表第二の28の項 別表第二に関する 命令第21条第1号、第4号、第5号、第7号、第 8号及び第9号 番号法別表第二の31の項 別表第二に関する 命令第22条第2号、第3号、第4号、第5号、第 7号、第9号及び第10号 番号法別表第二の54の項 別表第二に関する 命令第28条第1号、第2号、第3号、第4号、第 5号、第7号、第8号及び第9号 番号法別表第二の61の項 別表第二に関する 命令第32条第1号及び第2号 番号法別表第二の62の項 別表第二に関する 命令第33条	【情報照会ができる根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令 第7号。以下「別表第二に関する命令」という。) 第19条 【情報提供ができる根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の 9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,5 3,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,1 20の項 別表第二に関する命令 第8条、第9条、第11 条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19 条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24 条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第 32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47 条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条 の2の2、第59条の3	事後	見直し
令和4年8月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 市長公室 総務課 TEL 079-672-6115	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 企画総務部 総務課 TEL 079-672-6115	事後	見直し
令和4年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和4年4月1日	事後	見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和4年4月1日	事後	見直し